

(介護予防) 短期入所生活介護

地域密着型特別養護老人ホーム レット・イット・ビー 運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人京都市育和会が運営する、地域密着型特別養護老人ホームレット・イット・ビー短期入所生活介護（以下、事業者という。）の適正な運営を確保するために、人員及び運営に関する事項を定め、施設で短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、利用者に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従業者は利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用者の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるように配慮しながら、ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2

事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称：社会福祉法人京都市育和会 地域密着型特別養護老人ホーム レット・イット・ビー
2. 所在地：京都市東山区本町20丁目441番1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所の従事者の職種及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者1名

管理者は、事業所従事者の管理、業務の実施の把握、その他の管理を一元的に行い、従業者にこの規

定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

2 医師 1 名

医師は、利用者に対し健康管理、療養上の指導を行う。

3 生活相談員 1 名以上

生活相談員は、利用者の心身の状況、その他置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

4 介護職員又は看護職員 入所者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上。介護職員は 1 名以上は常勤のものとする。

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立支援、日常生活の支援を行う。

5 看護職員常勤 1 名以上

看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な援助を行う。

6 機能訓練指導員 1 名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

7 栄養士 1 名以上

栄養士は、利用者の食事に関して適切な栄養管理を行う。

(利用者の定員)

第 5 条 利用定員は 10 名とする。

1、ユニット数 1 ユニット

(通常の事業実施地域)

第 6 条 通常の事業実施地域は、京都市東山区 一橋、今熊野、月輪学区

京都市伏見区 稲荷、砂川、竹田、藤森、深草学区

京都市南区 陶化、東和学区 とする。

(居室)

第 7 条 事業者は、利用者の居室には、ベッド・ナースコール等を備品として備える。

(共同生活室)

第8条 必要な広さを有するものとし、必要な備品を備える。

(浴室)

第9条 事業者は、浴室には利用者が使用しやすい適切なものを設ける。

(洗面所及び便所)

第10条 事業者は、必要に応じて各所に洗面所や便所を設ける。

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第11条 事業者は、サービス提供の開始に際して、利用者又はその家族に対して、運営規定の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で契約を締結する。

(受給資格の等の確認)

第12条 事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができる。

(短期入所生活介護計画の作成)

第13条 事業所の管理者は、ユニットリーダーに、短期入所生活介護計画に関する業務を担当させるものとする。

- 2 短期入所生活介護計画の作成を担当するユニットリーダー（以下、「計画作成者」という。）は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 3 計画作成者は、利用者やその家族の希望及び利用者について把握した課題に基づき、短期入所生活介護計画の原案を作成する。原案は他の従業員と協議の上作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項を記載する。
- 4 計画作成者は、短期入所生活介護計画の立案について利用者に説明し、同意を得る。
- 5 計画作成者は、短期入所生活介護計画の作成後においても、他の従業員との連携を継続的に行い、短

期入所生活介護計画の実施状況を把握する。

(サービスの取り扱い方針)

- 第14条 事業者は、可能な限りその居宅において、要介護状態の維持もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むよう支援を行うことで、利用者の心身の機能維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、または向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援する。
- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認もする。
 - 3 事業者は、サービスを提供するに当たって、その短期入所生活介護計画に基づき漫然かつ画一的なものにならないよう、配慮して行う。
 - 4 事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
 - 5 事業者はサービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
 - 6 事業者は自らその提供するサービスの質の評価を行い、短期入所生活介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図る。

(短期入所生活介護の内容)

第15条 短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

日常生活上の介護、食事の提供、機能訓練、健康管理、相談・援助

(食事の提供)

第16条 食事の提供は、栄養並びに利用者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととする。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うように支援する。

2 食事の時間はおおむね以下のとおりとする。

朝食 7：30～

昼食 12：00～

夕食 18：00～

(相談及び援助)

第17条 事業者は、常に利用者の心身の状況その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他援助を行う。

(機能訓練)

第18条 事業者は、利用者の心身の状況に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施する。

(健康管理)

第19条 事業所の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な処置をとる。

(その他のサービスの提供)

第20条 事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーションを行う。

2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るように努める。

(利用料)

第21条 事業所がサービスを提供した場合の利用料の額は、法定代理受領分であるときは介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とし、法定代理受領分以外の場合には介護報酬告示上の額とする。

2 前項の支払いを受ける額のほか、別紙に掲げる費用の支払いを利用者から受けるものとする。

ただし、食費、居住費については利用者が市町村から「介護保険負担限度認定証」の交付を受けている場合は、認定証に記載された負担限度額を利用者負担額とする。

3 前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

* 特養の居室利用の場合、居室費に準じて請求させていただきますので、ご了承下さい。

(利用料の変更等)

第22条 事業者は、介護保険関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内

容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

(飲酒)

第23条 飲酒は、事業所内の居室内を含み禁酒とする。

(衛生保持)

第24条 利用者は生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力するものとする。

(禁止事項)

第25条 利用者は事業所内で次の行為をしてはならない。

- 1 宗教や信仰の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 2 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 3 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 4 指定した場所以外で火気を用いること。
- 5 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(利用者に関する京都市への通知)

第26条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を京都市に通知する。

- 2 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 3 偽りその他不正行為によって保険給付を受けて、又は受けようとしているとき。

(従業者の服務規程)

第27条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に以下の事項に留意する。

- 2 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 3 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。

4 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛ける。

(衛生管理及び感染症対策)

第28条 利用者の使用する施設、食器その他の設備（水回り、設備、厨房設備等）、又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- (1) 栄養士、調理師等厨房勤務者は検便を行わなければならない。
- (2) 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生課の助言、指導を求めるものとする。

- (1) 感染症及び食中毒の発生・まん延を防ぐ為、感染症対策委員会を年に3ヶ月に1回開催し、その結果を職員へ周知徹底するとともに感染症対策に関する職員研修を適宜行う。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(従業者の質の確保)

第29条 従業者は、従業者の資質向上のための必要なマニュアルを整備し、その研修の機会を確保する。

(個人情報の保護)

第30条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス」を遵守し、適切に取り扱うものとする。

- 2 事業者は、従事者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合には、利用者及びその家族の個人情報の利用目的を説明して同意を得る。
- 5 事業者は、個人情報の保護に係る規定を公表する。

(緊急時における対応方法)

第31条 従業者は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 サービスの提供により事故が発生した場合は、京都市、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、事故の状況や事故に際して摂った処置について、記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第32条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の対処する計画に基づき、又、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は、施設長とする。
- (2) 火元責任者は、任命した事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するように努める。
- (5) 災害の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ②利用者を含めた総合避難訓練 ……………年1回以上
 - ③非常災害設備の使用方法の徹底 ……………随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(身体拘束等)

第33条

1. 事業所は、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合には、あらかじめ利用者の家族に利用者の心身の状況、緊急やむ得ない理由、身体拘束等の様態及び目的、身体拘束など行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができる。
2. 前項の規定により身体拘束を行う場合には、管理者及び計画作成担当者、介護従事者により検討会議を行う。また、経過観察記録を整備する。

(虐待の防止に関する事項)

第34条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の次号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2)虐待防止のための指針を整備する。
- (3)従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(事故発生時の対応)

第35条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市及び利用者の家族等に連絡することとし、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(地域との連携)

第36条 事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努める。

(勤務体制等)

第37条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるように、従業者の体制を定める。

2 利用者に対するサービスの提供は、事業所の従業者によって行う。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 事業者は、従業者の資質の向上のための研修を実施する。

(記録の整備)

第38条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結した日から5年間保存する。

- 1.短期入所生活介護計画
- 2.提供した具体的なサービス内容の記録

- 3.身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 4.京都市への通知に係る記録
- 5.苦情の内容及び記録
- 6.事故の状況及び事故に採った処置に関する記録

(苦情処理)

第39条 事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録する。
- 3 事業者は、提供するサービスに関して、京都市からの文書の提出・開示の求め、又は職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力するものとする。指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。
- 4 事業者は、サービスに関する利用者の苦情に関して、京都府国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、京都府健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。

(掲示)

第40条 事業所内の見やすい場所に、運営規程、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(協力病院)

第41条 事業者は、入院等の治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力病院を定める。
協力医療機関は医療法人社団育生会京都久野病院とする。

(業務継続計画の策定等)

第42条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び

訓練を定期的実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他)

- 第43条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この運営規程は、平成30年3月24日より施行する。

平成30年12月1日改定。

令和2年4月6日改定。

令和2年5月1日改定。

令和3年4月1日改定。

令和5年4月1日改定。

令和6年2月1日改定。

令和6年3月1日改定。

令和7年4月1日改定。